

改元に伴う規約等の対応について

2019年5月1日に改元が行われる見通しです（2019年4月1日公示予定）。これに伴い、DB規約・DC規約等において、改元の日以降の日付について「平成」を用いて表記している場合の規約等の変更要否および変更手続き等について、厚生労働省に取扱いを確認いたしましたので、ご案内いたします。

【当社総幹事DB基金様へのお願い】

- ・規約の変更にあたり、規約変更書類を基金様で作成されました場合は、変更内容について当社担当者までご連絡いただきますようお願いいたします。

* 本資料では、「確定給付企業年金」を「DB」と、「確定拠出年金」を「DC」と表記します。

【内容】

- I. DBにおける取扱い
- II. DCにおける取扱い

<別紙> 【DB基金型向け】規約・規程の雛型

年金NEWSに関する照会先

TEL : 03-5533-5572

[受付時間：月～金曜日 9:00～17:00（祝日、12/31～1/3を除く。）]

E-mail : kikinmadoguti@nissay.co.jp

I. DBにおける取扱い

- DB規約や、改元の前後に実施する規約変更・財政決算等にかかる申請・届出書類等において、改元の日（5月1日）以降の日付について「平成」を用いて表記をしている場合の取扱いについて、以下のとおり厚生労働省の見解が示されております。

項目	厚生労働省の見解（要旨）
規約に定める改元の日以降の日付について、「平成」を用いて表記している場合の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>当該日付を新元号を用いた表記へ改める規約変更は不要。ただし、規約変更を任意で行うことは可。</u> ・ 原則として、改元があったことのみを理由として規約変更を行なうことはせず、その他の理由により規約変更を行う際に、改元に伴う必要な規約変更を併せて行なうことで良い。
改元の公示日前後ならびに改元の日前後に実施する、厚生労働（支）局宛の申請・届出（※1）の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・ 申請・届出書類等（※2）に、改元の日以降の日付について「平成」を用いて表記している場合であっても、<u>元号に係る部分のみで書類の差替えを行うことは不要。</u>
改元の日前後に実施する財政決算の書類の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・ 財政決算の書類において、改元の日以降の日付について「平成」を用いて表記している場合であっても、<u>元号に係る部分のみで書類の差替えを行うことは不要。</u>

（※1）規約新設・変更・終了等の申請・届出

（※2）鏡文・規約・同意書・証明書・数理書類・就業規則等

- このように、改元があったことのみを理由として規約変更を行う必要はないとされていますが、任意で規約変更を行う場合の手続きについても、厚生労働省より見解が示されておりますので、ご案内いたします。

＜改元があったことのみを理由として、**任意で**規約変更を行う場合の手続き＞

項目	厚生労働省の見解（要旨）
規約における日付の表記を <u>新元号</u> に変更する場合	<p>【DB規約型の場合】</p> <p>団体内手続き：<u>同意（※3）不要。</u></p> <p><small>（DB法施行規則第7条第2項第6号（第7条第1項第13号における「法令の改正に伴う変更」）に該当。）</small></p> <p>行政手続き：<u>届出不要。</u></p> <p><small>（DB法施行規則第10条第6号（第7条第1項第13号における「法令の改正に伴う変更」）に該当。）</small></p>
	<p>【DB基金型の場合】</p> <p>基金内手続き：<u>代議員会の議決。（理事長専決可）</u></p> <p>行政手続き：<u>届出不要。</u></p> <p><small>（DB法施行規則第18条第3号（第7条第1項第13号における「法令の改正に伴う変更」）に該当。）</small></p>

DB基金型において、規約・規程における日付の表記を新元号に変更する場合の変更書類については、
 ＜別紙＞をご参照ください。

<改元があったことのみを理由として、**任意**で規約変更を行う場合の手続き（続き）>

項目	厚生労働省の見解（要旨）
規約における日付の表記を 西暦 に変更する場合	<p>【DB規約型の場合】</p> <p>団体内手続き：同意（※3）要。 行政手続き：届出要。</p> <p>（DB法施行規則第7条第1項第12号における「規約に規定する内容の実質的な変更を伴わない事項」に該当。）</p>
<p>※厚生労働省より、規約における日付を西暦表記にすることは「差支えない」との見解が示されております。</p>	<p>【DB基金型の場合】</p> <p>基金内手続き：代議員会の議決。 行政手続き：届出要。</p> <p>（DB法施行規則第15条第3号（第7条第1項第12号における「規約に規定する内容の実質的な変更を伴わない事項」）に該当。）</p>

（※3）厚生年金保険の被保険者の過半数を代表する者または労働組合の同意

- なお、規程については、規約に準じて各団体（基金）の判断により取扱われるものと考えられます。

II. DCにおける取扱い

- DC規約や、改元の前後に実施する規約変更等にかかる申請・届出書類等において、改元の日以降の日付について「平成」を用いて表記をしている場合の取扱いについて、以下のとおり厚生労働省の見解が示されております。

項目	厚生労働省の見解（要旨）
規約に定める改元の日以降の日付について、「平成」を用いて表記している場合の取扱い	<p>・当該日付を新元号を用いた表記へ改める規約変更は不要。 ただし、規約変更を任意で行うことは可。</p>
改元の公示日前後ならびに改元の日前後に実施する、厚生労働（支）局宛の申請・届出（※4）の取扱い	<p>・申請・届出書類等（※5）に、改元の日以降の日付について「平成」を用いて表記している場合であっても、 元号に係る部分のみで書類の差替えを行うことは不要。</p>

（※4）規約新設・変更・終了等の申請または届出

（※5）承認申請書（届出書）・規約・同意書・証明書・就業規則等

- このように、改元があったことのみを理由として規約変更を行う必要はないとされていますが、任意で規約変更を行う場合の手続きについても、厚生労働省より見解が示されておりますので、ご案内いたします。

<改元があったことのみを理由として、**任意**で規約変更を行う場合の手続き>

項目	厚生労働省の見解（要旨）
規約における日付の表記を 新元号 に変更する場合	<p>団体内手続き：同意（※6）不要。 行政手続き：届出要。</p> <p>（DC法施行規則第5条第18号における「法令の改正に伴う変更」に該当。）</p>
規約における日付の表記を 西暦 に変更する場合	<p>団体内手続き：同意（※6）要。 行政手続き：届出要。</p> <p>（DC法施行規則第5条第17号における「規約に規定する内容の実質的な変更を伴わない事項」に該当。）</p>
<p>※厚生労働省より、規約における日付を西暦表記にすることは「差支えない」との見解が示されております。</p>	

（※6）第一号等厚生年金被保険者の過半数を代表する者または労働組合の同意